

島根県選挙管理委員会オンラインによる方法を活用した委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号）第4条の2第2項の規定に基づき、オンラインによる方法を活用した委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(オンライン出席の承認)

第2条 オンライン出席（島根県選挙管理委員会規程第4条の2第1項の規定によりオンラインによる方法によって委員会に出席することをいう。以下同じ。）をしようとする委員は、開会時刻までに委員長にその旨を申し出なければならない。

2 委員長は、前項の申出があったときは、会議を公開しないこととした場合その他委員会の運営に支障があると認められる場合を除き、オンライン出席を認めるものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第3条 オンライン出席をする委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に会議を開催している場にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により現に会議を開催している場を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
- (3) 委員会に関係ない映像や音声が入り込まないようにすること。

2 オンライン出席委員は、開会時刻までに、書記との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン出席委員は、オンライン出席に必要な環境整備を行うものとする。

(通信障害時の取扱い)

第4条 委員長は、オンライン出席委員の映像又は音声のいずれかに通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員が離席したものとみなす。

2 委員長は、オンライン出席委員の発言中に前項に規定する通信障害の発生を認めたときは、通信が回復した後、当該委員の発言を再度許可するなど状況を踏まえ柔軟に対応するものとする。

第5条 委員長が表決の宣告をした場合において、オンライン出席委員の映像又は音声のいずれかに通信障害が発生しているときは、当該委員は表決に加わることはできない。

附 則

この要領は、令和8年8月7日から施行する。